

# 関東信越税理士会 熊谷支部10月例会次第

日時 平成25年10月7日(月)  
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |      |           |                                              |   |            |
|------|-----------|----------------------------------------------|---|------------|
| (1)  | 9月 9日(月)  | 例会・署との協議会                                    | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2)  | 9月 9日(月)  | 支部研修会                                        | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3)  | 9月 9日(水)  | 三者懇談会                                        | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4)  | 9月12日(木)  | 本会支部長会・理事会                                   | 於 | パレスホテル大宮   |
| (5)  | 9月12日(木)  | 熊谷資産税研究会定期総会                                 | 於 | さくらめいと     |
| (6)  | 9月13日(金)  | 歩け歩け大会                                       | 於 | 秩父         |
| (7)  | 9月18日(水)  | 県下税務署長との協議会                                  | 於 | ラフレさいたま    |
| (8)  | 9月20日(金)  | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会中学生の<br>「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館   |
| (9)  | 10月 3日(木) | 正副支部長・署との協議会                                 | 於 | 熊谷税務署      |
| (10) | 10月 3日(木) | 正副支部長・地域長会議                                  | 於 | 支部事務局      |
| (11) | 10月 3日(木) | 支部広報部会                                       | 於 | 支部事務局      |

## 2. 会務予定及び連絡事項

### (1) 例会・署との協議会

日時 10月7日(月)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

### (2) 支部研修会

日時 10月7日(月)午前11時00分～12時30分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 電子化と書面添付

講師 埼玉県連業務部副部長 萩原直幸先生

### (3) 青色申告会連合会役員研修会

日時 10月8日(火)～9日(水)

場所 新潟県 岩室温泉

### (4) 県連ソフトボール大会(幹事支部 熊谷支部)

日時 10月10日(木) (予備日 10月25日(金))

場所 大宮けんぽグラウンド

### (5) 大里地区租税教育推進協議会

日時 10月15日(火)午後2時00分～

場所 熊谷税務署

### (6) 租税教室講師研修会

日時 10月16日(水)午後2時30分～

場所 埼玉県産業技術総合センター 北部研究所3階講堂

### (7) 県連地方税当局との協議会

日時 10月18日(金)午後2時00分～

場所 税理士会館

### (8) 正副支部長・署との協議会

日時 10月31日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

### (9) 正副支部長・地域長会議

日時 10月31日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

### (10) 県北ブロック研修会

日時 11月6日(水)午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「消費税・相続税の今後の対応」

講師 税理士 岩下忠吾先生

(11) 東京一日研修

日時 11月14日(木)

場所 議員会館・東京スカイツリー見学(予定)

3. その他の協議報告事項

(1) 「税を考える週間」における広報活動について(広報部)

熊谷えびす祭 11月4日(月)に参加、無料納談ブース(テント)を設けて広報活動を行う予定

(2) 麻雀愛好会認可(平成25年10月3日)

発起人代表 中村敏行会員

発起人数 8名

助成金 24,000円

設立予定日 平成25年9月3日

(3) 海外旅行有志の会認可(平成25年10月3日)

発起人代表 本塚雄一郎会員

発起人数 9名

助成金 27,000円

設立予定日 平成25年10月1日

(4) ゴルフ愛好会認可(平成25年10月3日)

発起人代表 渡辺実会員

発起人数 16名

助成金 50,000円

(5) 親和会会費返金について

親和会規定の改正による30年超会費納入会員の返金を年内に振込みにより行います。

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

経理部より

11月6日の例会時に親和会の会費を集金します。

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転出 荒木茂人(平成25年9月30日 西川口支部へ転出)

税理士法人解散 税理士法人新井会計事務所(新井叶税理士事務所に変更)

6. 次回例会予定

日時 11月6日(水) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

県北ブロック研修

日時 11月6日(水) 午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「消費税・相続税の今後の対応」

講師 税理士 岩下忠吾先生

\*バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

午後12時20分 熊谷駅南口

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成25年10月7日現在)

12月例会	12月 5日(木)午後	4時00分～
1月例会	1月14日(火)午前	9時30分～
2月例会	2月 7日(金)午前	9時30分～
3月例会	3月28日(金)午後	4時00分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

# 埼税協熊谷地域10月例会

平成25年10月7日(月)

## 会務報告

25. 9. 25 (水) 常務理事会・地域長会  
(時間・場所) 12:00～ パレスホテル大宮  
(協議事項) (1)実務勉強会について  
(2)定款等調査委員会について  
(3)全税共ブロック業推について  
(4)その他
25. 9. 25 (水) セミナー  
(時間・場所) 14:00～ パレスホテル大宮  
(講演テーマ) アベノミクスで日本復活はなるか!  
(講師) 末延吉正氏(中央大学経済学部特任教授)
25. 9. 25 (水) 福祉共済事業 下期業務推進会議  
(時間・場所) 16:00～ パレスホテル大宮  
(協議事項) (1)上期推進状況および活動報告  
(2)下期推進対策  
(3)大同生命報告(DVD視聴)  
(4)分科会  
①上期活動の検証  
②キャンペーン・下期推進対策
25. 9. 27 (金) 日税グループとの協議会  
(時間・場所) 16:00～ 京王プラザホテル  
(協議事項) 日税グループ各社からの事業内容の説明  
①日税ビジネスサービス  
②日税不動産情報センター  
③日税共栄会保険代行  
④日税サービス

## 自発的な適正申告等に導くための取組の推進

### ○ 個人課税関係

#### 【取組1】

税務署保有資料から把握した国外財産保有者への文書により国外財産調書制度導入及び保有国外財産から生じる適正申告を呼びかけ

#### 1 実施署

全管税務署

#### 2 概要

##### (1) 文書送付対象者及び発送予定

税務署が保有する情報から、国外に財産をお持ちである又はお持ちであったと思われる者を対象に平成25年11月初旬に文書を発送する。

##### (2) 文書の内容（呼びかける内容）

行政指導として、次の内容を呼びかける。

イ 国外財産調書制度が導入されたことから、当該調書の提出要件に該当する場合には、提出期限（平成26年3月17日（月））までに提出するとともに、その準備をされたい旨

ロ 国外財産から生じた所得は確定申告が必要な場合があるため、確定申告書又は修正申告書の提出の必要の有無についても、この機会に併せて確認されたい旨

#### 【取組2】

無申告が想定される者への文書による自発的な期限後申告の勧奨

#### 1 実施署

全管税務署

#### 2 概要

平成25年4月から実施している取組であり、次に掲げる事案を対象として、文書による自発的な期限後申告書の提出勧奨を行う。

① 資料情報から申告漏れが明らかで所得金額が確定できる事案（給与・年金や生保一時金など）

② 単年無申告事案（前年申告のある営農業、農業及び不動産所得者の無申告事案（なお、農業及び不動産所得者は前年納税額のある事案））

③ 予定納税額のある無申告事案

④ 消費税無申告事案（所得税申告あり）

### 【取組3】

税務署保有資料から無申告や申告漏れが想定される事業所得者への文書による自発的な期限後（修正）申告の勧奨

#### 1 実施署

5 署（茨城県内の一部：水戸、日立、土浦、太田、潮来）

#### 2 概要

税務署保有資料から、無申告者や申告漏れが想定される事業所得者に対し、次のとおり、文書を送付し、自発的な期限後（修正）申告書の提出勧奨を行う。

① 無申告者や申告漏れが明らかな事業所得者に対しては、自発的な期限後（修正）申告の提出勧奨文書を送付する。

② 無申告者や申告漏れについての確認を要する事業所得者に対しては、「事業内容のお尋ね文書」を送付する。

なお、潮来署においては、料飲業者の無申告者に対しても、「事業内容のお尋ね文書」を送付する。

## ○ 資産課税関係

### 【取組4】

相続税無申告者への無申告理由の文書照会の実施

#### 1 実施署

6 署

茨城県：水戸、竜ヶ崎

埼玉県：川越、熊谷、越谷

長野県：松本

#### 2 概要

相続税無申告者のうち課税が見込まれる者に対し、行政指導としての無申告理由の文書照会を、従来よりも対象者の範囲を拡大して実施する。

### 【取組5】

相続税申告者への電話や来署依頼方式による簡易な調査の実施

#### 1 実施署

6 署

茨城県：水戸、竜ヶ崎

埼玉県：川越、熊谷、越谷

長野県：松本

#### 2 概要

調査項目が限定される事案について、電話又は来署依頼方式による簡易な調査を実施する。

○ 法人課税関係

【取組6】

書面照会等による自発的な見直しの確認の推進

1 実施署

21 署

茨城県：水戸、土浦

栃木県：宇都宮、栃木

群馬県：前橋、高崎、館林

埼玉県：川越、熊谷、川口、西川口、浦和、大宮、所沢、春日部、上尾、越谷、朝霞

新潟県：新潟

長野県：長野、松本

2 概要

申告内容に確認事項がある法人について、行政指導の有効活用を目的とした書面照会をより積極的に実施し、自発的な見直しを要請する。

【取組7】

調査で指摘した非違事項等の再発防止に向けた申告前指導（アフターケア）

1 実施署

7 署（埼玉県内の一部：川越、川口、浦和、大宮、所沢、春日部、越谷）

2 概要

調査で非違が把握された納税者の一部に対して、事後の申告において同種の誤りが繰り返されないよう、電話等により申告期限前のアフターケアを実施する。

日本税理士会連合会役員・分掌機関委員

<平成25年度～>

役員	常務理事（総務部長）	池谷達郎
	常務理事（無任所）	白津吉英
	理事	井部俊一
	理事	福田朗
	理事	狩野要一
	理事	池淳一
	理事	西川禎人
	理事	小林政氏
監	星野昌弘	
	岩崎清一	

部	総務部	江本英仁
	財務部	小林馨
	広報部	今泉祐史
	制度部	星野昌弘
	調査研究部	秋山典久
	業務対策部	須田達朗
	研修部	笹川賢治
	税務支援対策部	長谷川良則
	綱紀監察部	本塚雄一郎
	登録調査部	上條光信
	公益活動対策部	風間良光
	租税教育推進部	堀越倫世
	事業本部	宮倉裕二
委員会	会務制度委員会	内田茂行
	情報システム委員会	岩田一
	国際委員会	福島利夫
特別委員会	規制改革対策特別委員会	高野裕
	中小企業対策特別委員会	江連伸夫
	成年後見支援センター	楯克司

# 参考

## 副会長の代理・代行及び部・委員会の担当役員一覧

平成25年8月7日

副会長の代理・代行順位	第1順位	第2順位	第3順位
	小川 令持(名古屋)	宮田 義見(近畿)	神津 信一(東京)
専務理事	浅田 恒博(近畿)	中村 一三(東京)	和田 榮一(千葉県)

部・委員会	担当副会長	担当専務理事	部長・委員長	
部	総務	小川 令持(名古屋)	浅田 恒博	池谷 達郎(関東信越)
	財務	宮田 義見(近畿)	和田 榮一	石原 健次(近畿)
	広報	松原 弘明(九州北部)	和田 榮一	久野 完治(名古屋)
	制度	石丸 修太郎(北海道)	和田 榮一	池田 孝司(東北)
	調査研究	平野 豊(北陸)	浅田 恒博	上西 左大信(近畿)
	業務対策	原田 啓吾(中国)	中村 一三	岩元 耕児(南九州)
	研修	高田 住男(千葉県)	和田 榮一	河合 潤(東海)
	税務支援対策	小林 健彦(関東信越)	浅田 恒博	西村 新(東京)
	綱紀監察	太田 直樹(東海)	中村 一三	今井 恵一(四国)
	登録調査	筒井 伸司(四国)	中村 一三	元山 博(九州北部)
	公益活動対策	日出 雄平(東北)	浅田 恒博	那須 一郎(中国)
	租税教育推進	松原 弘明(九州北部)	和田 榮一	富村 将之(近畿)
	事業本部	戸田 強(南九州)	中村 一三	外間 喜明(沖縄)
委員会	会務制度	小島 忠男(東京地方)	和田 榮一	金坂 和正(北海道)
	情報システム	高田 住男(千葉県)	和田 榮一	田中 英雄(北陸)
	国際	友利 博明(沖縄)	中村 一三	田尻 吉正(東京)
特別委員会	規制改革対策	神津 信一(東京)	浅田 恒博	北條 論(東京地方)
	成年後見支援センター	日出 雄平(東北)	浅田 恒博	大畑 理恵(千葉県)
	中小企業対策	平野 豊(北陸)	中村 一三	瀬上 富雄(東京)
	総合企画室	—	—	浅田 恒博(近畿)
	法対策実行本部	—	—	会長
	税理士法改正	—	—	会長
	東日本大震災 救援対策本部	—	—	会長



埼信保発統第219号  
平成25年10月2日

関東信越税理士会埼玉県支部連合会  
事務局長 中根 秀敏 様

「彩の国中小企業支援ネットワーク」事務局  
埼玉県信用保証協会  
業務統括部長 松本一幸  
(公印省略)

#### 第4回彩の国中小企業支援ネットワーク会議（第1部）・講演会のご案内

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、「第4回彩の国中小企業支援ネットワーク会議」を来る平成25年10月28日（月）に開催いたします。

今回の会議は、二部制とし、第一部ではメインテーマに国の補助金事業である「経営改善計画策定支援事業」を据え、外部から講師を招き、ネットワーク参加機関ならびに認定経営革新等支援機関向けの講演会を開催することといたしました。

「経営改善計画策定支援事業」については、認定機関の皆さまから注目を集める一方で、実際の計画策定や関係機関との調整をいかに進めるべきかとの声も聞こえてくる状況にあり、今後の同事業の活用が待たれるところであります。

つきましては、ネットワーク会議・第一部（講演会）を貴機関の会員の皆さま（認定機関に限る）にも公開させていただき、会員様のご参加を賜りたくお願い申し上げます。

貴機関事務局の皆さまには大変恐縮ではございますが、会員様の出席につきまして、別紙「講演会出席者名簿」に取りまとめのうえ、10月18日（金）まで当協会事務局にご返信ください。

なお、会場の都合上、貴機関会員様のご出席は、経営革新等支援機関の認定を取得した会員様50名以内とさせていただきます。誠にお手数お掛けしますが、所定の参加枠を上回った場合は、貴機関にて調整いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先：

彩の国中小企業再生支援ネットワーク事務局  
埼玉県信用保証協会 業務統括部

担当：栗原・高松

電話：048-647-4713

## 記

1. 講演日時 平成25年10月28日(月) 午後1時30分～午後3時30分(第一部)
2. 会場 ソニックシティビル 国際会議室(ホール棟4階)
3. 募集人員 貴機関の会員様(認定経営革新等支援機関に限る) 50名以内
4. 講演内容

(1) 「経営改善計画策定支援事業の円滑な活用」について

実務経験者による経営改善計画の策定ポイントや関係機関との連携の仕方等、申請に至るまでの具体的な事例に基づいた実務をご紹介します。

### 講演内容(予定)

- ・経営改善計画が求められる企業の選定から計画策定の手順
- ・計画策定に関する留意点
- ・関係機関との連携、調整

### ●講師のご紹介

清水 淳二 氏 みらいコンサルティング㈱ 常務取締役(認定事業再生士)

- ・大手銀行にて国内・海外の問題債権の再生、回収、管理、償却業務に携わった後、2004年に当社に入社。
- ・400社以上の事業再生に携わり、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、認定支援機関制度、民事再生法などを活用したリスケジュール、債権カット、第二会社方式、DES、DDS、債権譲渡、事業再生ファンドなどあらゆる再生スキームを熟知。

廣瀬 俊光 氏 みらいコンサルティング㈱  
プロフェッショナルサービス事業本部 PS部長

- ・大手PE投資会社にて、ベンチャー投資、事業再生ファイナンス、バイアウト投資業務に従事。前職では、投資先企業の取締役として主にアライアンス、資金調達、財務リストラ等の側面から事業再生に参画。2010年に当社入社。流通業、建設業等の幅広い業種で、経営改善を目的とした事業計画策定に関与。

(2) 「埼玉県経営改善支援センター」より現状報告と同センターから見た留意点について

(3) 「埼玉県信用保証協会」より「経営サポート会議」の活用について

以上

講演会(ネットワーク会議・第一部)は、以上の構成を予定しております。  
なお、第一部終了後、休憩(会場再設営含む)を挟み、同会場にてネットワーク参加26機関による全体会議を開催いたします。  
講演会にご参加の貴機関会員様は、第二部にはご参加できませんので、あらかじめご了承ください。

【個別認定支援機関用】

彩の国中小企業支援ネットワーク講演会出席申込書

第4回彩の国中小企業支援ネットワーク会議講演に出席します。

1. 「経営改善計画策定支援事業の円滑な活用について」

実務経験者による経営改善計画の策定ポイントや関係機関との連携の仕方等、申請に至るまでの具体的な事例に基づいた実務をご紹介します。

講演のポイント

- ・ 経営改善計画が求められる企業の選定から計画策定の手順
- ・ 計画策定に関する留意点
- ・ 関係機関との連携、調整

2. 経営改善支援センターによる現状報告とセンターから見た留意点について

3. 埼玉県信用保証協会による「経営サポート会議」の活用について

【申込記載欄】

所属支部名	お名前
	(フリガナ)
	(フリガナ)
	(フリガナ)

注1 本申込書の送付は、所属機関の事務局宛にお願いいたします。

注2 会場の都合により人数が限られておりますので、定員を超えた場合は、事務局で調整させていただきます。

日時 平成25年10月7日(月)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 台風18号により被害を受けた納税者等への対応について (総務課)  
別添1「台風18号により被害を受けた皆様へ」参照

(2) e-Taxの一層の推進及び定着について (総務課)

- (3) 作文の応募状況について (総務課・管理運営部門)
- イ 中学生の「税についての作文」  
管内 30 校全校から 8,469 編の応募 (前年比 135%)
  - ロ 高校生の「税に関する作文」  
管内 3 校から 621 編の応募 (前年比 119%)
- ※ 中学生及び高校生の作文の優秀作品の一部を 11 月 11 日 (月) に熊谷市文化創造館「さくらめいと (月のホール)」で行われる「納税表彰式」で表彰する予定です。
- (4) 消費税課税事業者 (個人) に対する振替納税利用勧奨について (管理運営部門)
- (5) 住宅借入金等特別控除を受けるための証明書の発行について (管理運営部門)  
発送予定日 : 平成 25 年 10 月 23 日 (水)  
発送予定件数 : 約 1,700 件
- (6) 納税証明書の署名省略によるオンライン請求の導入について (管理運営部門)  
別添 2 「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」参照
- (7) 「バーコード付納付書」を利用した文書催告のお知らせ (徴収部門)  
少額滞納者に対して文書催告の実施を予定しています。
- (8) コンプライアンス確保のための多様な取組について (個人課税部門)  
別添 3 「コンプライアンス確保のための多様な取組」参照

- (9) 事前照会に対する文書回答制度の利用促進について (個人課税部門)  
別添4「税務上の取扱いに関する事前照会に対する文書回答について」参照  
別添5「事前照会に対する文書回答手続の一部改正について」参照

- (10) 白色事業所得者等への記帳説明会の開催について (個人課税部門)  
案内文送付日：平成25年9月27日(金)

イ 熊谷市在住者対象

開催日：平成25年10月11日(金)

時刻：午前10時～11時30分、午後2時～3時30分

場所：熊谷市文化創造館「さくらめいと」

ロ 深谷市、寄居町在住者対象

開催日：平成25年10月18日(金)

時刻：午前10時～11時30分、午後2時～3時30分

場所：熊谷市文化創造館「さくらめいと」

- (11) 相続税の「申告案内」の試行について (資産課税部門)

イ 試行実施署

宇都宮署、足利署、館林署、浦和署、三条署及び上田署

ロ 試行期間

平成25年10月～11月

ハ 送付する書類

- ・相続税の申告等についてのご案内
- ・相続税のあらまし
- ・相続税についてのお尋ね
- ・相続税の申告のためのチェックシート

- (12) 消費税関係について (法人課税部門)

イ 税率引上げに伴う経過措置について

別添6「消費税法改正のお知らせ」参照

ロ 転嫁対策特別措置法について

別添7「消費税転嫁対策特別措置法が成立しました」参照

ハ 帳簿等への区分記帳について

5 県税事務所からの連絡事項

台風 18 号接近に伴い発生した突風被害を受けた方々に対する県税の取扱い  
について (県税事務所)

別添 8 「台風 18 号の接近に伴い発生した突風被害を受けた方々に対する  
県税の取扱いについて」参照

添付書類

- 1 「台風 18 号により被害を受けた皆様方に」 (総務課)
- 2 「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります」 (管理運営部門)
- 3 「コンプライアンス確保のための多様な取組」 (個人課税部門)
- 4 「税務上の取扱いに関する事前照会に対する文書回答について」 (個人課税部門)
- 5 「事前照会に対する文書回答手続の一部改正について」 (個人課税部門)
- 6 「消費税法改正のお知らせ」 (法人課税部門)
- 7 「消費税転嫁対策特別措置法が成立しました」 (法人課税部門)
- 8 「台風 18 号の接近に伴い発生した突風被害を受けた方々に対する県税の取扱い  
について」 (県税事務所)

台風 18 号により被害を受けた皆様方に

**心からお見舞い申し上げます**

**台風 18 号により被害を受けた皆様へ**

－申告期限の延長措置等が受けられます－

台風 18 号により、国税についての申告、申請、納付などを期限までにできない方は、管轄の税務署長に対し申告・納付等の期限についての延長を申請することができます。

また、その他裏面に記載の国税の納税の猶予、軽減・免除等を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

関東信越国税局・税務署



### 納税の猶予

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、その申請により1年以内（事情によっては更に1年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

### 所得税の軽減・免除

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- 1 住宅・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税の全部又は一部が軽減されます。

### 相続税・贈与税の軽減・免除

#### 1 災害が申告期限前の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、課税価格の計算に際し、災害減免法の規定により、それらの財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。

#### 2 災害が申告期限後の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は延納・物納申請中の税額等に限られ、滞納中の税額は除きます。）が、災害減免法の規定により被害の程度に応じて免除されます。

### 源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅や家財に被害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。

### 被災酒類等の救済措置

酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者の方が販売のために所持していた酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、販売業者の方からの申請に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について、災害減免法による救済措置が受けられます。

# 納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

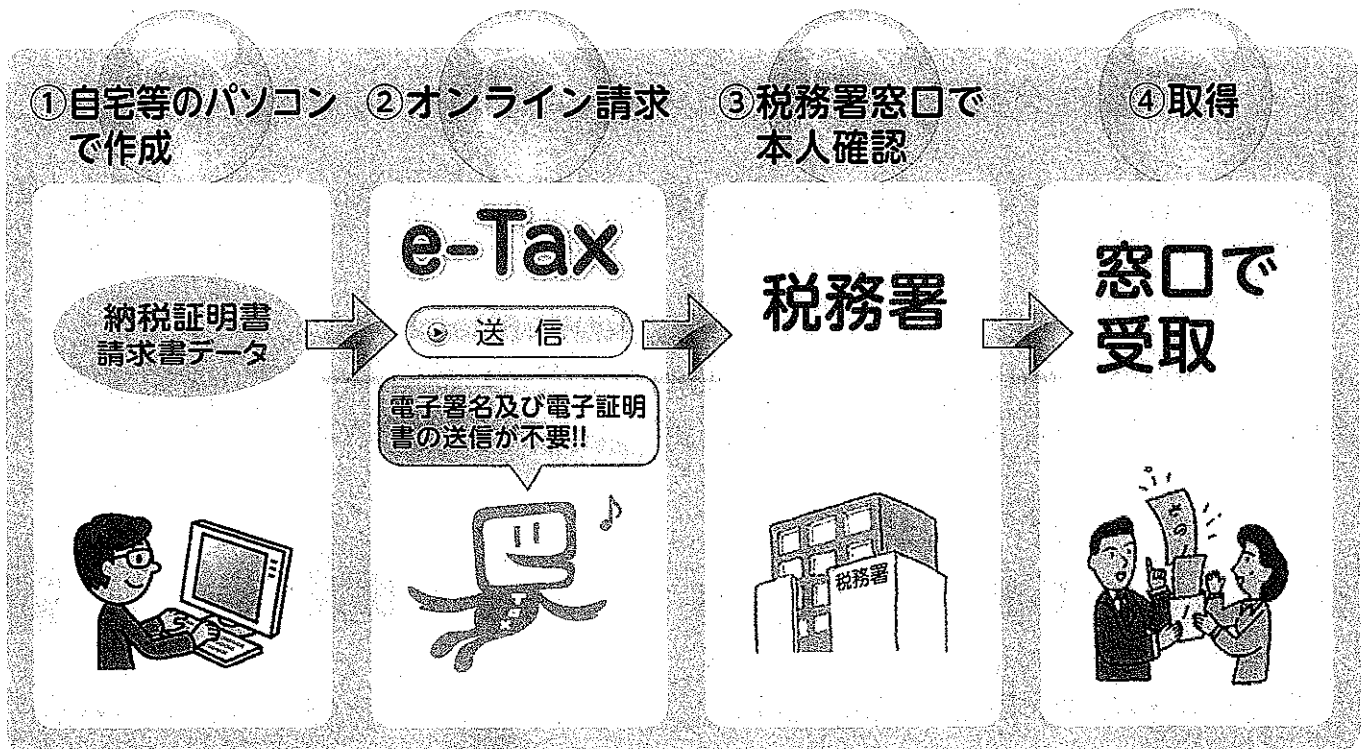
イータ君

請求は自宅等の  
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーライターが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

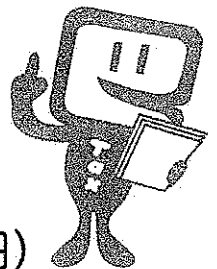
納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

## オンライン請求のメリット

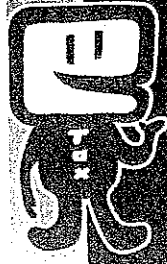
- ①手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ②窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



◎ 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

 国税庁

# その他の「納税証明書オンライン請求・発行手続」

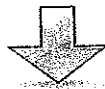


本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、郵送または電子ファイルで受け取ることができます。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
  - ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは期限内であれば何度でもお使いいただけます。)
- (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能が確認してください。

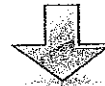
## e-Taxを利用して納税証明書交付請求書を作成

郵送受取を希望する方は、書面交付用の請求書を作成し、受取方法を選択してください。作成に当たっては、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



## 作成した納税証明書交付請求書に電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信

送信後、メッセージボックスに格納される受信通知で、正常に受信されたことを必ず確認してください。



## メッセージボックスに格納される「交付(発行)準備が整った」旨の通知を確認

納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、手数料等を確認してください。



### 郵送受取

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料と郵送料を電子納付<sup>※</sup>すると、税務署から納税証明書が郵送されます。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



### 電子取得

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料を電子納付<sup>※</sup>すると、電子納税証明書(電子ファイル)のダウンロードが可能となります。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



※インターネットバンキングやATM等の利用に当たり、利用のための手数料が必要となる場合がありますので、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

e-Taxの利用可能時間 ▶ 月曜日～金曜日、8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ ▶ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901(e-コクゼイ)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# コンプライアンス確保のための多様な取組

## 1 今後の税務行政の方向性(国税庁レポート 2013より抜粋)

国税庁では、悪質な課税逃れ等への取組を強化しつつ、税務行政の効率化を図るため、既に、前述した大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を行っています。今後は、さらに、諸外国の取組も参考とし、引き続き実地による税務調査を適切に実施しつつ、実地による税務調査以外のコンプライアンス確保のための手法も積極的に取り入れた税務行政への転換を進めていくこととしています。具体的には、次の3つの取組を柱として、全体としてのコンプライアンスの向上を目指していきます。

### 1 実地調査の重点化

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、納税者の適正な申告に導くための高い効果を持つ反面、その実施に当たっては大きな事務量が必要となります。そのため、不正などが発生しやすい分野やそれらを見逃した場合に全体のコンプライアンスに与える影響が大きい分野(例えば海外取引等を利用した課税逃れや消費税の不正還付など)に調査事務量を重点的に配分します。また、実地調査に際しては、投下する事務量に見合ったコンプライアンスの向上効果が得られるよう、その波及・牽制効果の向上に努めることとします。

### 2 情報収集・分析機能の充実

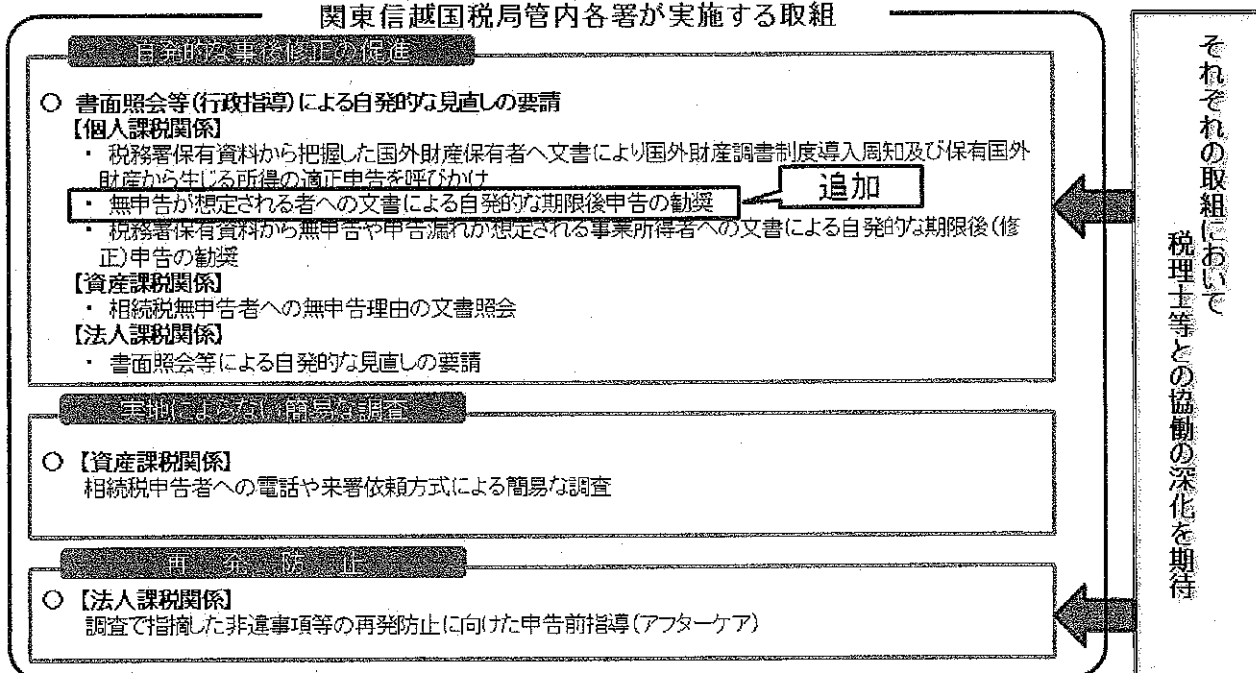
納税者のコンプライアンス・リスクを的確に分析するとともに、課税逃れ等を効果的・効率的に見てできるよう、国税庁の情報収集・分析機能のより一層の充実を目指します。そのため、租税条約などに基づく国際的な情報交換の枠組みを強化するとともに、社会保障・税番号制度の導入を見据え、法定資料などの課税上有効な資料情報をより適正かつ効率的に活用することができるよう、システム整備等を進めていきます。

### 3 自発的な適正申告を確保するための多様な手法の活用

納税者の申告前の自己点検の支援や、多数の申告漏れが予想される事項の公表、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調関係の強化など、実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させていきます。

## 2 当局における自発的な適正申告等に導くための取組等

中期的視点から、自発的な適正申告等に導くための多様な手法の活用を推進  
関東信越国税局管内各署が実施する取組



重点課題等への実地調査事務量配分の重点化の反面、こうした分野以外の分野における効果的・効率的にコンプライアンスを確保するための手法を確立・活用し、納税者全体のコンプライアンスを維持・向上させていく。

## 税務上の取扱いに関する事前照会に対する 文書回答について

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出（以下「事前照会」といいます。）があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を公表するという納税者サービス（以下「文書回答手続」といいます。）を行っております。この文書回答手続の概要は、次に記載のとおりです。

### 文書回答手続の対象となる事前照会の範囲

事前照会を行う方（以下「事前照会者」といいます。）が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものについての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもので、次の①及び②に該当することが必要です。

- ① 取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること
- ② 次のことに同意していただけること
  - ・ 審査に必要な資料の提出をしていただけること
  - ・ 照会内容及び回答内容が公表されること（公表について関係者の同意を得ることも含みます。）
  - ・ 照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、事前照会者の責任において、関係者間で解決していただくこと

（注1）事前照会者から申出がない限り、事前照会者名は公表されません。

（注2）事前照会を代理人を通じて行う場合は、その代理人は税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方であることが必要となります。

ただし、次に掲げるものについては、文書回答手続の対象にはなりません。

### 文書回答手続の対象とならない主なもの

- ① 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- ② 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの（例えば、法人税法上の役員の大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど）
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
- ⑥ その他、この文書回答手続の対象として適切でないと認められるもの（詳細につきましては、裏面に記載の受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。）

（注）次のように、別途手続が定められているもの（例示）については、担当部署で受け付けております。詳しくは税務署の窓口でお尋ねください。

- イ 国税に関する法令に定める承認申請等に関するもの（国等に対する財産の寄附についての譲渡所得等の非課税承認に関する事前確認など）
- ロ 譲渡所得等に係る収用等の特例の適用に関する事前協議
- ハ 国等に対する寄附金の事前確認
- ニ 独立企業間価格の算定方法等の確認



## 受付窓口

文書回答手続による事前照会を行う場合には、税務署に備え付けております「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の用紙（国税庁ホームページで提供している様式を印刷して利用することもできます。）に必要事項をご記入の上、必要な関係資料を添えて、事前照会者の納税地を所轄する税務署の担当部門（例えば、法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に提出してください。

ただし、次の事前照会については、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 国税局調査部（課）所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会  
⇒ その法人を所管する国税局の調査審理課（調査管理課、調査課）
- (2) 酒税の事前照会  
⇒ 製造場等の所在地を所轄する税務署（国税局所管の製造場等の場合は、国税局の酒税課）
- (3) 間接諸税（印紙税を除きます。）の事前照会 ⇒ 製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

## 回答までの手続等

- (1) 上記の受付窓口で受け付けた事前照会の内容に関する具体的な審査及び回答は、国税局の審理課（審理官）又は酒税課で行います。
- (2) 審査の過程で、必要に応じて資料の追加提出等をお願いする場合があります。
- (3) 受付窓口で受け付けた日からおおむね1か月（審査に必要な追加的資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除きます。）以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性、処理の時期の見通し等について、口頭で説明します。
- (4) 文書回答が行われるかどうかについては、国税局等の審査の結果によりますので、場合によっては、税務署等で受け付けた後でも、文書回答の対象とならない旨の連絡をさせていただくこともあります。あらかじめご承知おきください。
- (5) 文書回答は、照会文書に記載された事前照会者の見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません。」又は「貴見のとおり取り扱われるとは限りません。」という形式で行われます。
- (6) 文書回答が行われる場合には、照会内容及び回答内容が、原則として回答後2か月以内に公表されることになります。ただし、事前照会者からの申出により、最長1年間は公表しないこともできます。

## ご留意いただきたい事項

- (1) 回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内の極力早期（審査に必要な追加的資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除きます。）に行うよう努めることとしています。  
ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。また、審査に必要な資料の提出を追加的にお願いする場合がありますが、その際には速やかに提出いただけるようご協力をお願いします。  
なお、事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、（口頭回答を含め）回答は行われませんので、審査に必要な追加的資料をご用意いただく期間や審査に要する期間などをご考慮の上、ご照会ください。
- (2) 文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が事前照会者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、事前照会に対する回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- (3) 事前照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却されませんので、ご注意ください。

文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の「事前照会に対する文書回答手続」をご覧ください。

事前照会に対する文書回答手続の一部改正について  
 ～より使いやすく、文書回答制度を見直しました～

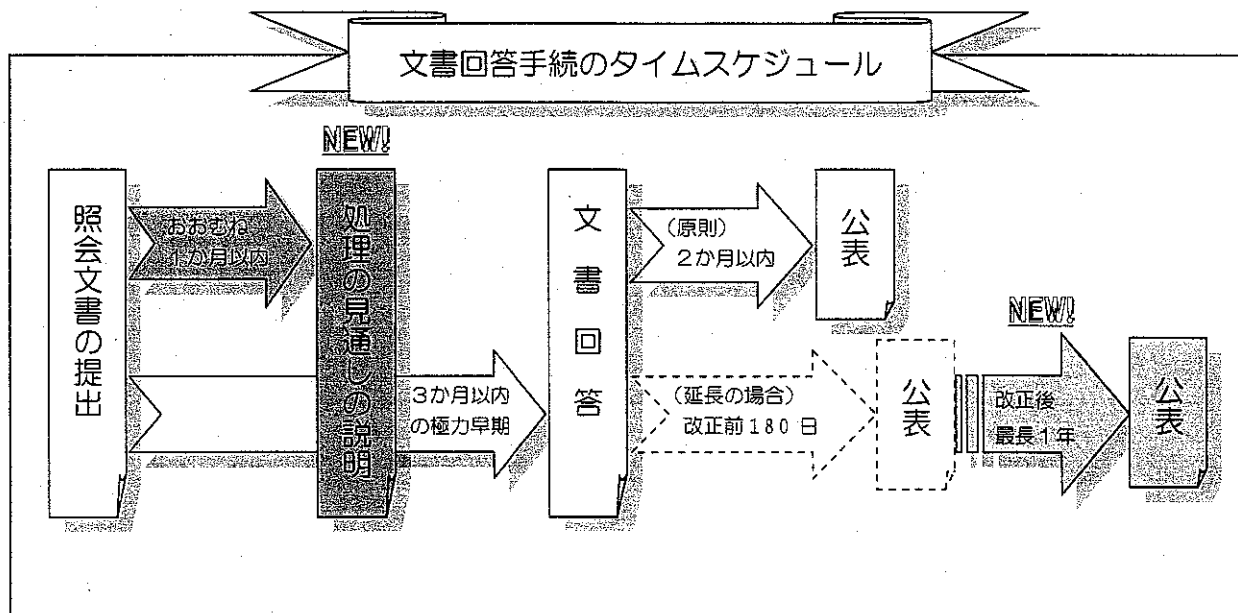
平成23年4月

事前照会に対する文書回答手続は、①納税者サービスの一環として、事前照会に対する回答を文書で行うとともに、②その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めることを目的として実施しています。

この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から次の改正を行いました。

【改正点】

- 照会文書の提出からおおむね1月\*以内に、①文書回答の可能性及び②処理の時期の見通し等を口頭で説明します。  
 \* 補足資料の提出等を求められた日から提出等をした日までの期間を除きます。
- 照会内容等の公表が、最長1年（改正前180日）まで延長可能となりました。



裏面に今回の一部改正についてのQ&Aを記載していますので、ぜひご覧ください。



## 事前照会に対する文書回答手続の一部改正についてのQ&amp;A

問1 なぜ、今回このような改正が行われたのですか。

答 改正前の文書回答制度について、①文書回答の可能性及び回答時期の見通しについて事前照会者に連絡する制度がない、②回答内容等の非公表期間について、最大180日間では経済上の秘密が保持できず、文書回答制度の活用を躊躇するとの意見があったことから、今回、見直しを行いました。

【ご参考】平成23年度税制改正大綱（抜粋）

第3章 平成23年度税制改正

1. 納税環境整備

(7) その他〔国税〕

・事前照会に対する文書回答制度の見直し

事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行います。

イ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明することとします。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該1月の期間に算入しないこととします。

ロ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長1年以内（現行180日以内）に延長します。

（注）上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用します。

問2 1か月の時点でどのようなことを説明してもらえるのですか。

答 文書回答の可能性及び処理の時期の見通しについてご説明します。

文書回答の可能性については、1か月の時点で、

まず、文書回答が可能か否か又は未だその判断ができない状態にあるかを説明し、

次に、（可能な場合）どのような回答となるのか、

（可能でない場合）なぜ文書回答できないか、

（可能か否か判断ができない場合）その理由 等をご説明します。

また、処理の時期の見通しについては、できる限り「2か月後」といった具体的な時期の見通しをお示しするよう努めますが、1か月の時点で具体的な時期をお示しできない場合には、その理由を説明するとともに、どのようなことが確認できれば処理できるかなどその時点でお示しできるものについてご説明します。

問3 どのような場合に公表までの期間を延長してもらえるのですか。

答 例えば、照会に係る新たな金融商品の内容が販売前に公表されるとその金融商品の販売に支障が生じ得るといった場合など、照会に係る取引等の内容が一般に明らかになる前に文書回答を公表することによって、事前照会者に不利益等が生じるおそれがあると認められる場合には、公表までの期間を延長することができます（最長1年）。

文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] の「事前照会に対する文書回答手続」をご覧ください。



# 消費税法改正のお知らせ

平成25年3月  
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

## 1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

## 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5. 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々の方が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講ずることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

### 3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

#### ○ 制度の概要

その事業年度の基準期間<sup>(注)</sup>がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

(注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

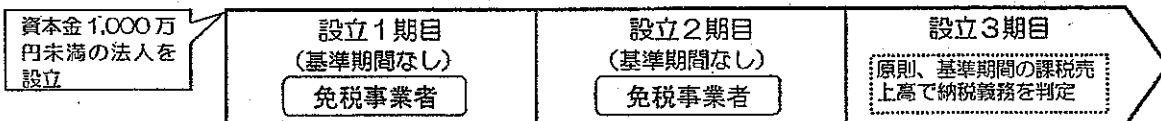
①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

#### ○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

##### 《改正前》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人は、当該基準期間がない事業年度(課税期間)の納税義務が免除される。

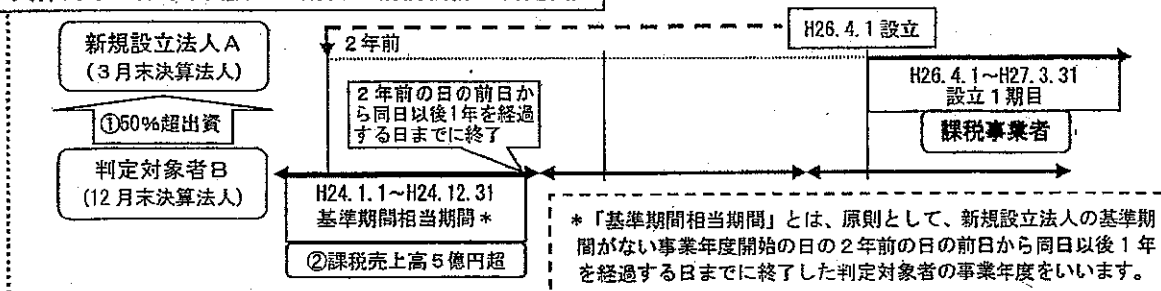


##### 《改正後》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人であっても、上記①、②のいずれにも該当する場合には、当該基準期間がない事業年度(課税期間)の納税義務は免除されない。



#### 具体的な適用事例(設立1期目の納税義務の判定例)



Aは、①基準期間がない事業年度開始の日(平成26年4月1日)において、Bにより株式等の50%超を保有されており、かつ、②基準期間相当期間(\*)における課税売上高が5億円を超えているため、当該基準期間がない事業年度(平成26年4月1日~平成27年3月31日)の納税義務は免除されません。

(注) 基準期間がない事業年度(設立1期目、2期目)について、それぞれ納税義務を判定する必要があります。

#### 留意事項

- 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

## 4 任意の中間申告制度の創設

### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注1)</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>(注2)</sup>することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

#### 《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



#### 《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

### 留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

## 5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

## 主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">適用開始日 (H26. 4. 1)</div> 対価受領 □ → 入場等 △
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	継続供給 △ → 権利確定 □ (4. 30)
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定日 (H25. 10. 1)</div> 契約 ○ → 譲渡等 △
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	契約 ○ → 貸付け △ →
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	契約 ○ → 指定役務 △
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	契約 ○ → 対価受領 □ → 定期供給 △ △
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	指定発売日 □ → 譲渡 △
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定日 (H25. 10. 1)</div> 条件提示 □ → 申込 □ → 譲渡 △
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	契約 ○ → 介護サービス △ →

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

# 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

## I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先: 公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

## II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先: 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

#### 【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜)

〇〇円 (税抜価格)

〇〇円 (本体価格)

〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

#### (1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

#### (2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

台風18号の接近に伴い発生した突風被害を受けた方々に対する県税の取り扱いについて

平成25年9月16日（月）未明に熊谷市を襲った突風などで被害を受けた方々に対する県税の取扱いに関しては、次のような減免等の措置があります。

詳細は担当までどうぞお問い合わせください。

埼玉県熊谷県税事務所

## 1 納期限等の延長

突風の被害により、平成25年9月15日以後に県税に関する申告や納付などの期限が到来するものについて、その期限までに申告や納付などができない方につきましては、災害のやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限が延長されます。

問い合わせ先 法人二税 課税第一担当 Tel 048-523-2036

個人事業税 課税第二担当 Tel 048-523-0475

不動産取得税 課税第二担当 Tel 048-523-0475

## 2 県税の減免

突風による損害の内容、程度などに応じて、次の各税目について、一定の税額が減免されます。

### (1) 個人事業税

被災者の所有する事業用資産について、災害等により、その事業用資産の価値の5割以上の損害を受けた場合、事業所得金額に応じて減免します。

問い合わせ先 課税第二担当 Tel 048-523-0475

### (2) 不動産取得税

(ア) 取得後概ね6ヶ月以内に災害等により不動産の全部又は一部が滅失又は損壊した場合、当該不動産に係る課税について減免します

(イ) 災害等により不動産の全部又は一部が滅失又は損壊し、その所有者が当該不動産に代わる不動産を災害等のあった日から2年以内に取得した場合、代替不動産に係る課税について減免します。

問い合わせ先 課税第二担当 Tel 048-523-0475

### (3) 自動車税

- (ア) 災害等により運行することができなくなった自動車で、修繕により再度運行できるようになった場合、当該運行できなかった期間の自動車税を月割で減免します。

問い合わせ先 自動車税事務所熊谷支所 Tel 048-532-8011

- (イ) 災害により滅失又は運行不能となった自動車に係る課税について、被災の日の翌月分から課税を取り消します。

問い合わせ先 納税担当 Tel 048-523-3263

### (4) 自動車取得税

- (ア) 取得後1か月以内に災害等により滅失又は損壊した場合、被災車に係る課税について減免します。
- (イ) 災害等により滅失又は損壊した自動車に代わる自動車を災害等のあった日から3か月以内に取得した場合、新車に係る課税について減免します。

問い合わせ先 自動車税事務所熊谷支所 Tel 048-532-8011

## 3 納税の猶予

突風の被害を受けたことにより、県税を一時に納めることができない方につきましては、原則1年以内に限り、納税が猶予されます。

問い合わせ先 納税担当 Tel 048-523-3263